新旧対照表

※ 下線部分が改正部分

<u>——</u> 横浜市建築基準法施行細則による地下街であるものに設ける防火設備の検査の項目等										
IΒ				新						
(本文省略)				(本文省略)						
別表				別表						
(あ) 平成28年国土交通省告示第723号別表 (い) 第2ただし書により読			(b) 平成28年	三国土交通省告示第723号別表	(い) 第2ただし書により読					
第1から別表第4まで み		み替えるもの		第1から別表第4まで		み替えるもの				
別表第1(5)	煙感知器又は熱煙複合式感	煙感知器又は熱煙複合式感		別表第1(5)	煙感知器又は熱煙複合式感	煙感知器又は熱煙複合式感				
の項(に)欄、	知器にあっては昭和48年建	知器にあっては昭和48年建		の項に欄、	知器にあっては昭和48年建	知器にあっては昭和48年建				
別表第2(15)	設省告示第2563号第1第2	設省告示第2563号第1第2		別表第 2 (15)	設省告示第2563号第1第2	設省告示第2563号第1第2				
の項(に)欄、	号ニ⑵に掲げる場所に設け	号ニ②(令第128条の3第5		の項に欄、	号ニ⑵に掲げる場所に設け	号ニ②(令第128条の3第5				
別表第3(12)	ていないこと。熱感知器にあ	項の規定により令 <u>第112条第</u>		別表第3(12)	ていないこと。熱感知器にあ	項の規定により令 <u>第112条第</u>				
の項(に)欄及	っては昭和48年建設省告示	18項を準用する場合を含む。		の項に欄及	っては昭和48年建設省告示	19項を準用する場合を含む。				
び別表第4	第2563号第1第2号二⑵(i))に掲げる場所に設けていな		び別表第4	第2563号第1第2号二⑵(i))に掲げる場所に設けていな				
(15)の項(に)欄	及び(i)に掲げる場所に設け	いこと。熱感知器にあっては		(15)の項(に)欄	及び(i)に掲げる場所に設け	いこと。熱感知器にあっては				
	ていないこと。	昭和48年建設省告示第2563			ていないこと。	昭和48年建設省告示第2563				
		号第1第2号ニ⑵(i)及び(ii)				号第1第2号ニ⑵(i)及び(ii)				
		(令第128条の3第5項の規				(令第128条の3第5項の規				
		定により令 <u>第112条第18項</u> を				定により令 <u>第112条第19項</u> を				
		準用する場合を含む。) に掲				準用する場合を含む。) に掲				
		げる場所に設けていないこ				げる場所に設けていないこ				
		と。				と。				
別表第1(17)	建築基準法施行令(昭和25	建築基準法施行令(昭和25		別表第1(17)	建築基準法施行令(昭和25	建築基準法施行令(昭和25				
の項(3)欄	年政令第338号。以下「令」	年政令第338号。以下「令」		の項(3)欄	年政令第338号。以下「令」	年政令第338号。以下「令」				
	という。) <u>第112条第10項か</u>	という。) <u>第112条第10項か</u>			という。) <u>第112条第11項か</u>	という。) <u>第112条第11項か</u>				

	ら第12項まで	<u>ら第12項まで</u> (<u>第10項</u> にあっ			ら第13項まで	<u>ら第13項まで</u> (<u>第11項</u> にあっ
		ては、令第128条の3第5項				ては、令第128条の3第5項
		の規定により読み替えて準				の規定により読み替えて準
		用する場合を含む。)				用する場合を含む。)
別表第 2 (27)	令 <u>第112条第10項から第12項</u>	令 <u>第112条第10項から第12項</u>		別表第 2 (27)	令 <u>第112条第11項から第13項</u>	令 <u>第112条第11項から第13項</u>
の項的欄、	<u>まで</u>	<u>まで</u> (<u>第10項</u> にあっては、令		の項的欄、	まで	<u>まで</u> (<u>第11項</u> にあっては、令
別表第3(23)		第128条の3第5項の規定に		別表第3(23)		第128条の3第5項の規定に
の項(3)欄及		より読み替えて準用する場		の項(3)欄及		より読み替えて準用する場
び別表第4		合を含む。)		び別表第4		合を含む。)
(26)の項(3)欄				(26)の項(3)欄		
,			1			